

「除草・剪定作業（一般市道山科大塚経 7 8 号線）」仕様書

(担当：川端、山口 Tel075-591-0013)

1 件名

除草・剪定作業（一般市道山科大塚経 7 8 号線）

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道山科大塚経 7 8 号線の除草及び剪定を実施するものである。

3 期間

令和 8 年 1 1 月 1 3 日まで

4 場所

京都市山科区大塚高岩 地内

5 範囲

【別紙 1】箇所・範囲図【別紙 2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草・剪定作業（処分のぞく）
- ・伐採・除草で生じた剪定木・刈草の積込・運搬（東部土木みどり事務所まで）

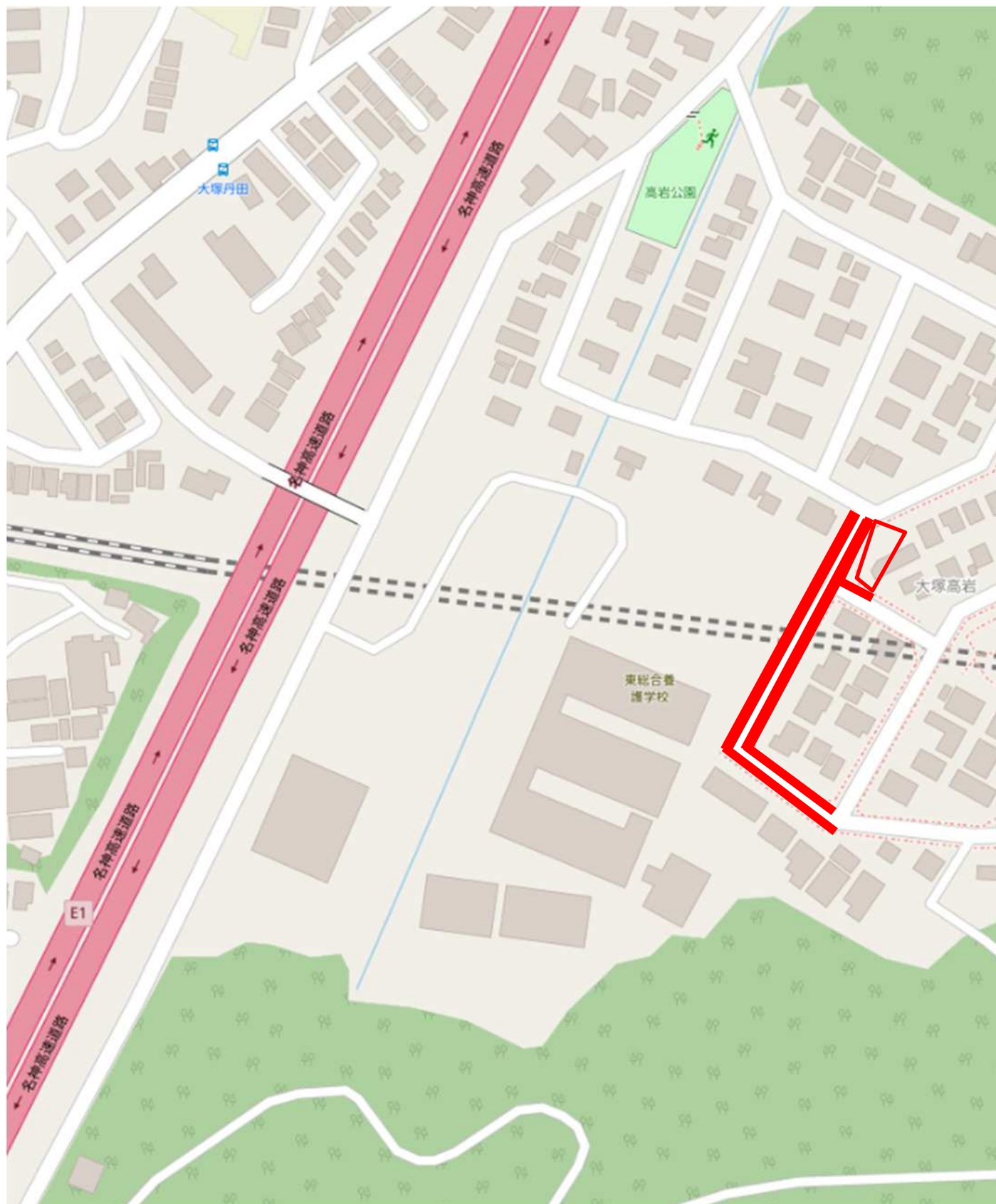
7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること（事務所まで運搬）。
- 土が堆積しての雑草は土から除去すること（事務所まで運搬）。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

山科区大塚高岩





除草：街渠板～柵側コンクリート端までの範囲で
歩道側へ越境する支障枝も上空部分も 3m程度で剪定
目地部分から生える草もしっかり除去



土の堆積により生えた雑草は土から除去

フェンスのツルも除去



除草：街渠板～柵側コンクリート端までの範囲で
歩道側へ越境する支障枝も上空部分 3m程度で剪定
目地部分から生える草もしっかり除去







